

ISO/TC159 国内対策委員会運営規約

制 定：昭和 61 年 3 月 10 日
一部改正：平成 10 年 12 月 4 日
一部改正：平成 13 年 7 月 27 日
一部改正：平成 19 年 6 月 4 日

- 1条 この委員会は ISO/TC159 国内対策委員会（以下、「委員会」という）と称する。
英文名は Japan Ergonomics Committee for ISO と称し、略称は JENC とする。
- 2条 この委員会は日本人間工学会内に設置し、事務局は同学会が当たる。
- 3条 この委員会は日本工業標準調査会が ISO に関して行う業務のうち、主として TC159(人間工学)の業務について、同調査会 ISO 部会に積極的に協力して、人間工学に関する規格の国際標準化に尽くすとともに、国内規格との関連を密にし、我が国の人間工学に関する規格の標準化の発展に寄与することを目的とする。
- 4条 この委員会は日本工業標準調査会と密接な連携を保ち、次の事業を行う。
(1)日本工業標準調査会の ISO に関する委託事項の審議及び答申
(2)ISO 会議への代表者派遣の選定
(3)ISO に対する日本案の作成
(4)ISO 本部及び関係各国との連絡
(5)SC、WG に対する参加資格の検討
(6)その他、3条の目的達成のために必要な事業
- 5条 この委員会は委員長 1 名及び委員 25 名以内並びに幹事若干名をもって構成する。
- 6条 委員長、委員、幹事は日本人間工学会長が委嘱する。
任期は原則として 3 年とし、重任を妨げない。ただし、補欠のために委嘱された場合は前任者の残存期間とする。
- 7条 この委員会は各課題につきそれぞれ分科会を設ける。
この分科会はこの委員会から指示された事項について調査審議を行い、その結果をこの委員会に報告する。
- 8条 各分科会はそれぞれ主査 1 名、委員及び幹事若干名をもって構成する。
分科会の主査、委員及び幹事は国内対策委員長もしくは日本人間工学会長が委嘱する。
任期は原則として 3 年とし、重任を妨げない。ただし、補欠のために委嘱された場合は前任者の残存期間とする。
- 9条 委員会及び分科会の運営に関する事務経費は原則として日本人間工学会が負担する。

10 条 この委員会の所在地を以下の委員会代表者の所属組織に置く。委員会代表者の所属組織は次の通りである：

産業技術総合研究所

人間福祉医工学研究部門

〒305-8566 茨城県つくば市東1-1-1

電話 029-861-6658 FAX 029-861-6660

11 条 この規約の施行に必要な事項は内規をもって定める。
この運営規約の改廃、内規の設定及び変更はこの委員会の議決を経て行う。

12 条 この規約は昭和 61 年 3 月 10 日より実施する。

以上

ISO/TC159 国内対策委員会内規

- 1条 ISO/TC159（人間工学）国内対策委員会及び各分科会委員は日本人間工学会、それに関する業界、大学、研究所、学協会、官庁の有識者の中から選ぶものとする。
- 2条 委員会及び分科会は必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3条 分科会は関連業界と密接な連絡のもとに調査審議するものとする。
- 4条 ISO 本部及び関係各国との連絡に使用する用紙は別に定める用紙を使用しなければならない。
- 5条 ISO 本部及び関係各国に対する文書の施行者は本委員会の委員長とする。

以上